

資料編

用語解説

■アンコンシャス・バイアス

無意識の思い込み、偏見のこと。アンコンシャス・バイアス自体に良し悪しはありませんが、人の考え方や価値観の多様化が進む中では、バイアスが決めつけを助長し、悪影響を及ぼすことも散見されるようになりました。アンコンシャス・バイアスには様々な性質のものがあり、そのうち「ステレオタイプバイアス」は、人の属性や一部の傾向に対する先入観や固定観念のことを指します。例えば「男性は外で働き、女性は家庭を守るもの」「九州の人はお酒に強い」などです。特に、性別に対するステレオタイプは「ジェンダーバイアス」と呼ばれ、固定的性別役割分担意識を助長する思い込みの一つとして注目を集めています。

■エンパワーメント

自ら主体的に行動することによって、状況を変える力をつけること。

■家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

■固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

■ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。

■性的指向・性自認

性的指向（Sexual Orientation）とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念。性自認（Gender Identity）とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念。

なお、性的指向について、例えば、レズビアン（同性を恋愛や性愛の対象とする女性）、ゲイ（同性を恋愛や性愛の対象とする男性）、バイセクシュアル（同性も異性も恋愛や性愛の対

象とする人)等の呼称、性自認について、例えば、トランスジェンダー(出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人)等の呼称があります。これらの頭文字を取った「LGBT」という用語が、性的少数者(セクシュアルマイノリティ)を表す言葉の一つとして使われることもあります。

■セクシュアル・ハラスメント

職場におけるセクシュアル・ハラスメントには、職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応により、その労働者が解雇や降格、減給等の不利益を受けるもの(対価型)と、性的な言動により労働者の就業環境が害されるもの(環境型)があります。

「性的な言動」とは、性的な内容の発言および性的な行動を指し、この「性的な内容の発言」には、性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報を意図的に流布すること等が、「性的な行動」には、性的な関係を強要すること、必要なく身体に触ること、わいせつな図画を配布すること等が、それぞれ含まれます。

■男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会(男女共同参画社会基本法第2条)。

■ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者や恋人など親密な関係にある、または、あった者から振るわれる暴力。暴力の形態には、なぐる、蹴るなどの「身体的暴力」、大声で怒鳴る、言葉で相手の心を傷つけるなどの「精神的暴力」、生活費を渡さないなどの「経済的暴力」、いやがっているのに性的行為を強要するなどの「性的暴力」があります。

被害者は多くの場合女性であり、配偶者からの暴力などの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害する重大な問題です。また、暴力の原因としては、「夫が妻に暴力を振るうのはある程度は仕方がない」といった社会通念や、妻に収入がない場合が多いといった男女の経済的格差などの構造的問題も大きく関係しています。また、交際中のカップル間で起こる「デートDV」では、中高生など10~20代の若い人の被害が問題になっています。

■ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

仕事と生活の調和が実現した社会とは、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会のこと。誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態をいいます。

八女市男女共同参画のまちづくり条例

平成16年3月23日
条例第13号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本的施策（第8条—第19条）

第3章 諮問機関の設置（第20条）

第4章 補則（第21条）

附則

八女市は、自然と緑に恵まれた農業、歴史と伝統のまちとして発展してきました。

近年における社会経済情勢は、少子高齢化や核家族化、女性の社会進出等、急激な変化をきたしており、新しい対応が求められています。

一方、今なお性別による差別や固定化された役割分担に基づく慣行又は意識が見受けられ、男女共同参画のまちづくりには多くの課題が残っています。

このため、本市では、国が制定した男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画行動計画を策定し、男女共同参画を推進するための施策に取り組んでいます。

市、市民及び事業者の協働による男女共同参画の推進を21世紀における本市の重要な課題と位置付け、男女が、お互いの身体的特徴を理解したうえで、人権を尊重しつつ、社会経済情勢の変化に対応し、社会のあらゆる分野において対等な構成員として喜びも責任も共に分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮し、誰もが生き生きと輝く男女共同参画のまちづくりのため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する基本的施策を定め、総合的かつ計画的な推進による男女共同参画のまちづくりを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者及び市内の事業所に通勤し、又は市内の学校等に通学する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (3) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における

活動に参画する機会が確保されることにより、男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

- (4) 積極的改善措置 前号に定める機会についての男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次の基本理念に基づいて推進されなければならない。

- (1) すべての人が、直接的又は間接的であるかを問わず性別による差別を受けることなく、人権が尊重され、自らの意思と責任において個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) すべての人が、性別によって慣習的に固定された役割分担に基づく慣行又は意識に縛られることなく自らの意思と責任において社会における活動の選択ができるよう配慮されること。
- (3) すべての人が、社会の対等な構成員として、市における政策又は地域及び民間の団体における方針の決定に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、お互いの協力と社会の支援の下に、次世代を担う子の養育、介護その他の家庭生活において、家族の対等な一員としての役割を果たし、かつ、就労をはじめとする社会活動に参画できるよう配慮されること。
- (5) 教育が男女共同参画の意識の形成について重要な役割を果たすため、学校教育、社会教育、幼児教育、家庭教育等あらゆる教育の場において、人権の尊重と男女共同参画を推進すること。
- (6) 男女共同参画のまちづくりは、国際社会における取組や成果と密接な関係を有していることを考慮して、平和を基盤とした国際的協調の下に行うこと。

（市の責務）

- 第4条 市は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第9条及び前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画を市の重要な課題として位置付け、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。
- 2 市は、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者と協力して男女共同参画推進施策を実施しなければならない。
 - 3 市は、その実施する男女共同参画推進施策以外の施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念について理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念について理解を深め、その事業活動において、積極的に男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 事業者は、就労者の雇用上の均等な機会及び待遇を図るとともに、育児、介護等の家庭における役割を果たしつつ職業生活を営むことができるよう、就労に関する条件及び環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、就労者に対し、男女共同参画の推進に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(性別による差別の禁止等)

第7条 すべての人が、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的な取扱いをしてはならない。

2 すべての人が、他の者の意思に反し、性的な言動により不快感や不利益を与え、又はその生活環境を害することをしてはならない。

3 すべての人が、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）その他の親密な関係にある者に対して身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与える暴力行為をしてはならない。

4 すべての人が、性同一性障害を理由とする差別をしてはならない。

5 すべての人が、公衆に表示する情報において、性別による差別又は男女間における暴力等を助長する表現及び男女共同参画推進施策の妨げとなる表現を行わないよう配慮しなければならない。

第2章 基本的施策

(行動計画の策定)

第8条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進していくため、男女共同参画に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を定めなければならない。

2 行動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的な男女共同参画推進施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画推進施策を総合的に推進するために必要な事項

3 市長は、行動計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 市長は、毎年、行動計画の実施状況について報告書を作成し、公表しなければならない。

5 行動計画の変更については、第3項の規定を準用する。

(調査研究等)

第9条 市は、男女共同参画を推進するために必要な情報収集及び調査研究を行うものとする。

(啓発活動等)

第10条 市は、男女共同参画に関する市民の関心と理解を深めるため、積極的に情報の提供及び啓発活動を行うものとする。

(教育の充実等)

第11条 市は、基本理念に基づいて、あらゆる教育の場で、人権意識の向上と男女共同参画を推進する教育の充実を図らなければならない。

2 市は、職場、学校、地域等において、男女共同参画の推進にかかわる人材の育成に努めるものとする。

(家庭への支援)

第12条 市は、基本理念に基づき、家族を構成する男女が、育児、介護等の家庭における役割を協力して担うことができるよう、情報提供、相談その他の必要な支援を行わなければならない。

(雇用への支援)

第13条 市は、関係機関と連携し、事業者に対して、雇用の分野における男女共同参画の推進を図るための支援を行わなければならない。

(農業者への支援)

第14条 市は、本市の基幹産業の1つである農業における男女共同参画を推進するために、男性とともに主要な役割を担う女性が、家庭及び社会の対等な構成員として適正な評価を受け、経営又は社会活動への参画及び能力の開発がされ、家庭生活との両立ができるよう、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うよう努めなければならない。

(自営業者への支援)

第15条 市は、商工業その他の自営業における男女共同参画を推進するために、男女が、家庭及び社会の対等な構成員として、経営における役割について適正な評価を受け、自らの意思によって経営若しくはこれに関連する活動への参画及び能力の開発がされ、家庭生活との両立ができるよう、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うよう努めなければならない。

(団体への支援と連携)

第16条 市は、市内で活動を行う団体における男女共同参画を推進するため、当該団体に対し啓発及び情報の提供その他の支援を行わなければならない。

2 市は、基本理念に基づく男女共同参画の推進について自主的な活動を行う団体と連携を図るとともに、当該活動に必要な情報の提供その他の支援を行うものとする。

(補助金交付団体への措置)

第17条 市は、運営又は活動に対する補助金等の助成を行っている団体に対して、必要があると認めるときは、男女共同参画の推進を求めることができる。

(苦情等の申出)

第18条 すべての人が、男女共同参画の推進を阻害し、若しくは阻害のおそれがあるとき、又は市内において性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権の侵害（以下「人権侵害」という。）を受けたときは、苦情又は救済の申出又は相談をすることができる。

(苦情等の処理)

第19条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、苦情又は救済の申出があった場合は、当該申出を適切に処理するように努めなければならない。

2 市長は、前項の申出があった場合において、必要と認めるときには、八女市男女共同参画推進審議会の意見を聴くものとする。

第3章 諮問機関の設置

(設置)

第20条 市は、市長の諮問に応じ、行動計画の策定及び変更等の重要事項について調査審議し、又は男女共同参画推進施策の実施状況若しくは前条に規定する苦情の処理について意見を聴くため、八女市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 補則

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第19条から第23条まで及び附則第3項の規定は、平成16年7月1日から施行する。

(みなし規定)

2 この条例の施行の日前に策定されている行動計画は、第8条の規定にかかわらず、その有効期間に限り、同条の規定に基づいて策定されたものとみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八女市条例第34号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成18年6月26日条例第17号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成22年12月13日条例第27号）抄
(施行期日)

1 この条例は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成31年2月28日条例第2号）

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八女市条例第34号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

八女市男女共同参画推進審議会規則

平成16年3月23日
規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、八女市男女共同参画のまちづくり条例(平成16年八女市条例第13号)第20条第2項の規定に基づき、八女市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、18人以内の委員をもって組織する。
2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1) 知識経験者
(2) その他市長が適当と認める者
3 委員の構成は、いずれかの一方の性が委員総数の4割未満であってはならない。
4 委員は、公募による委員を含まなければならない。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。
2 会長は、委員の互選によってこれを定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。
3 会長は、会務を総理する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、必要の都度会長が招集し、その議長となる。
2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければならない。
3 審議会の会議について、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。
4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会に特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ部会を置くことができる。
2 部会に属すべき委員は、審議会の議を経て会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属すべき委員の互選によってこれを定める。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民部人権・同和政策・男女共同参画推進課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日規則第11号抄)
(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月29日規則第53号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年9月30日規則第87号)

この規則は、平成22年2月1日から施行する。

附 則 (平成22年1月29日規則第24号)

この規則は、平成22年2月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月31日規則第18号)抄
(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月28日規則第6号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日規則第25号)抄
(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

八女市男女共同参画推進審議会委員名簿（令和3年3月現在）

氏 名	団 体 名
植 野 まゆみ	八女市社会福祉協議会
浦 部 和 子	黒木支所推薦
小 川 栄 一	本庁推薦
小 川 寛 行	八女市行政区長会
狩 野 啓 子	久留米大学教授
川 口 公 子	上陽支所推薦
朽 網 貞 子	福岡八女農業協同組合
栗 原 大 輔	矢部支所推薦
佐 藤 雅 子	市民公募
下 川 京 子	八女市人権・同和教育研究協議会
中 村 芳 子	立花支所推薦
西 田 孝 尚	市民公募
西 村 直 樹	本庁推薦
西 村 将 則	八女商工会議所
松 尾 隆 志	八女市商工会
森 茂 生	八女市議会
山 口 美 樹	星野支所推薦
山 田 幸 浩	福岡県南筑後保健福祉環境事務所
《事務局》人権・同和政策・男女共同参画推進課 男女共同参画推進係	

(50音順)